

(入札の公告)

北海道告示第10797号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年6月6日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 「EV 公用車カーシェアリングモデル事業」における電気自動車賃貸借 2台分
(1台・1月当たりの単価)

- (2) 契約の目的の仕様等 企画提案指示書による

- (3) 契約期間 契約締結の日 から 令和9年3月31日まで

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

また、この契約は国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業）の交付が受けられなかった場合には、締結を取りやめることがある。

- (4) 納入場所 檜山郡江差町字陣屋町 336-3 北海道檜山振興局

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道告示第10796号に規定する「EV 公用車カーシェアリングモデル事業」における電気自動車賃貸借契約に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年6月6日から令和4年6月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）
の毎日8時45分から17時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎12階 環境生活部2号会議室
(2) 入札日時 令和4年6月20日10時30分（送付による場合は、この期日までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出に加え、契約の対象となる物件の性能、機能、技術等を記載した提案書を提出しなければならない。また、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（1台・1月当たりの単価）の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、地方自治法施行令第167条の10第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

10 落札者決定基準

落札者決定基準は、別記による。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（1 台・1 月当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

ウ 電話番号 011-232-4970

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 契約の履行

ア この契約に係る監査又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、道の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

イ 提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないとして認められるときは、アに規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。